

相模原市DX化促進支援補助金 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業の趣旨

本補助金は、市内産業の持続的な発展や、強固な産業集積基盤の形成を図るとともに、市内企業の将来的なDX（デジタルトランスフォーメーション）化の契機とするため、ポストコロナ時代において、ロボットやAI、IoT等を活用して事業者が進める自動化や非接触化の取組を支援します。

また、補助事業の発注先を市内の中小企業とすることで、地域経済の活性化を目指します。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は、製造、医療、物流、飲食・サービス業等の現場へのロボット、AI、IoT及びソフトウェアを導入する事業とし、次の全てを満たしている必要があります。

ア ロボット、AI、IoT及びソフトウェアの活用により、自社のポストコロナに対応する自動化や非接触化の取組を進めるとともに、将来的なDX化に向けた事業計画が策定されること。

イ 市内の中小企業（※1）に発注すること。

ウ 本事業と同一の内容で、本市を含む国、県又はその他団体から他の補助金等を受けていないこと。

エ 補助事業実施期間内に契約から支払までが完了すること。

※1：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業（※2）を除く）

※2：次のいずれかに該当する企業

(1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業

(2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

(3) 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

○留意事項

- ・産業用ロボットの導入においては、「新規性」や「先端性」が認められるものが対象となります。
- ・AIの導入においては、IoT機器等で収集したデータを解析又は学習し、その結果に基づいて人による何らかの意思決定・予測・行動等を代替又は支援する機能を有するものが対象となります。
- ・老朽化した設備の更新を目的としたものは対象となりません。
- ・製品開発、サービス開発を目的とする事業は対象となりません。

(3) 補助対象者

本事業の対象者は、次の全てを満たしている必要があります。

ア 補助対象事業を市内で実施する事業者であり、

(ア) 既に市内に事業所を有する場合は、その事実を法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や個人事業開業届等により確認できる者

(イ) 補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転又は新設する場合は、その事実を土地や建物の売買契約、又は賃貸契約書等により確認できる者

イ 市税に未納がない者

ウ 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

エ 相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

オ 代表者、役員又はその他事業に携わる者に相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。

(4) 補助率

中小企業 補助対象経費の2/3以内

大企業(※3) 補助対象経費の1/2以内

※3: 中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない企業及びみなし大企業

(5) 補助上限額

補助区分	補助対象事業	補助上限額
チャレンジコース	機械装置、システムの導入のみで事業計画を達成する事業 (例) サービスロボット、ソフトウェアの導入	300万円
ステップアップコース	既存の機械装置、システム、枠組みに導入した機器・ソフトウェアが連携して機能することで事業計画を達成する事業 (例) 工場内の搬送とトレーサビリティの自動化 目視検査へのAI活用	1,000万円

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※補助対象経費の合計額が50万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）未満のものは対象となりません。

※補助金の額及び補助対象者の人数は予算の範囲内において決定します。なお、チャレンジコースについては、申請書の受付順で補助対象者を決定します。（募集締め切り日に複数の提出があった場合は、エントリーシートの受付順とします。）

(6) 補助事業実施期間

交付決定日から令和5年2月17日（金）まで

※実績報告書については、対象経費の支払い後速やかに提出してください。

(7) 補助対象経費

補助対象者が行うロボット・AI・IoT及びソフトウェアの導入に要する経費で、次に掲げるもののほか、市長が必要かつ相当と認める経費です。

補助区分	内容
チャレンジ コース	<p>【機械装置・システム構築費】 機械、装置、部品（センサー等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等）及び専用ソフトウェア等の購入、製作、借用（ただし、借用の場合は、補助事業実施期間中に要する費用に限る。）、据付、搬入等に要する経費</p>
ステップアップ コース	<p>【機械装置・システム構築費】 機械、装置、部品（センサー等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等）及び専用ソフトウェア等の購入、製作、借用（ただし、借用の場合は、補助事業実施期間中に要する費用に限る。）、据付、搬入等に要する経費</p> <p>【外注費・委託費】 補助事業の実施に必要な経費の中で、補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものに係る外注・委託に要する経費</p>
	<p>【ロボット・AI・IoT及びソフトウェアの導入に伴い必要となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費 ・ 活用に必要な技術指導の受入に要する経費 (例) 専門家の謝金及び旅費 ・ クラウドサービスの利用に要する経費（ただし、補助事業実施期間中に要する費用に限る。） (例) 使用料、通信費

※代表的な補助対象外経費は次のとおりです。

- ・ 契約（発注）から支払いまでの一連の手続きが補助事業実施期間内に行われていない経費
- ・ 補助対象事業に関係のない経費
- ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社等）との取引経費（ただし、利潤を除いた経費（材料費及び工賃等の原価のみ）は対象）
- ・ 同一内容の事業について、他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業に対する経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（事務用パソコンなど）の購入費
- ・ 振込手数料、代引手数料、印紙代
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）

2 申請手続き等

(1) 募集期間

令和4年5月16日(月)から令和4年7月8日(金)まで

※チャレンジコースは申請が予算の上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

(2) エントリーシートの提出(令和4年6月23日(木) <必着>)

申請書等の提出前に、エントリーシートを作成の上、メールにて産業・雇用対策課に提出してください。

産業・雇用対策課メールアドレス：sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

(3) 申請書類の提出(令和4年7月8日(金) <必着>)

次の書類を各2部提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

<市内に事業所を有する事業者>

提出書類
【様式1】相模原市DX化促進支援補助金交付申請書
【別紙1】補助事業等計画書(【別紙1】(その2)含む)
【別紙2】収支予算書
【別紙3】補助金等概要調書
(法人)履歴事項全部証明書(3ヵ月以内に発行されたもの。)の写し (個人)個人事業の開業・廃業等届出書の写し 又は 税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B 第一表の写し
会社案内等の企業概要資料(会社概要が確認できるもの)
賃借対照表(直近2期分)
損益計算書(直近2期分)
誓約書及び同意書【第1号様式(第7条関係)】
役員等氏名一覧表【第2号様式(第7条関係)】

<補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転又は新設する事業者>

提出書類
【様式1】相模原市DX化促進支援補助金交付申請書
【別紙1】補助事業等計画書(【別紙1】(その2)含む)
【別紙2】収支予算書
【別紙3】補助金等概要調書
土地又は建物の売買契約、若しくは賃貸契約書の写し
(法人)履歴事項全部証明書(3ヵ月以内に発行されたもの。)の写し (個人)個人事業の開業・廃業等届出書の写し 又は 税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B 第一表の写し
納税証明書等の写し(市税について未納の税額がないことが証明できる書類)

会社案内等の企業概要資料（会社概要が確認できるもの）
貸借対照表（直近2期分）
損益計算書（直近2期分）
誓約書及び同意書【第1号様式（第7条関係）】
役員等氏名一覧表【第2号様式（第7条関係）】

（4）申請様式等の入手方法

市ホームページからダウンロードするか、ダウンロードが困難な場合は、次の問合せ先までご連絡ください。

（5）提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により行ってください。

（FAX、Eメール、持ち込みは不可）

<提出先及び問合せ先>

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（相模原市役所 本館5階）
 相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課 事業継続応援班
 TEL 042-707-7468（直通）

3 審査

（1）審査の方法

次の方法により補助対象者を選定します。

補助区分	審査対象	審査方法
チャレンジ コース	事業計画等の提出書類	書類審査
ステップアップ コース	事業計画等の提出書類 意見交換会でのプレゼンテーション※	書類審査、外部専門家（学識経験者、 技術専門家等）からの意見聴取及び 評価

※プレゼンテーション（市が必要と認める場合）の日程は7月下旬を予定しています。対象となる方には後日ご連絡いたします。

(2) ステップアップコースの審査の基準

次の評価項目に基づき審査します。

評価項目	評価内容
推進体制評価	(1) 事業を的確に遂行するに足る技術的能力と経営基盤を有しているか。 (2) 事業を実施するための十分な組織・人員体制を有しているか。
事業内容評価	(1) ロボット・AI・IoT及びソフトウェアの導入がポストコロナに対応する自動化や非接触化に資するものであるか。 (2) ロボット・AI・IoT及びソフトウェアの導入による実現目標が明確であり、妥当性はあるか。 (3) 事業実施の方法、内容が明確であり妥当性はあるか。 (4) 導入システムに汎用性や波及性が見込まれ、モデルケースとしての展開が期待できるか。 (5) 導入しようとする分野・工程に新規性、独自性、将来性があるか。 (6) 将来的なDX化に向けた企業の目指す姿・成長意欲・実現可能性が見込まれるか。
経理評価	(1) 資金調達が十分であるか。 (2) 補助事業の予算は適正であるか。 (3) 経理その他の事務について管理体制及び処理能力を有しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査後速やかに申請者に対し書面により通知します。

なお、交付決定された事業計画については、申請者名及び事業計画名等を公表いたします。

(4) その他

審査経過及び審査結果に関する問合せには、応じられません。

4 スケジュール (予定)

令和4年 5月16日～6月23日	エントリーシートの提出
5月16日～7月8日	申請書類等の提出
7月下旬	専門家による意見交換会※1
8月上旬	審査結果通知(補助金交付決定)・補助事業開始
令和4年12月・令和5年2月	中間ヒアリング・最終ヒアリング※2
令和5年 2月17日まで	補助事業終了・実績報告書の提出
令和5年 3月中	請求書提出、補助金支払い

※1 ステップアップコースでは、提出書類を基に意見交換会を開催し、プレゼンテーション(市が必要と認める場合)をしていただきます。

※2 ステップアップコース及びその他市が必要と認める場合に実施します。

5月下旬にオンライン形式での補助金説明会の開催を予定しています。

5 その他

(1) 補助対象者の義務

- ア 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- イ 補助事業に関する経費の支払は、口座振込を基本とさせていただきます。また、補助事業終了後、実績報告書に、経費関係書類（発注～領収書等）を提出しなければなりません。
- ウ 当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ、協力しなければなりません。
（事業実施後の視察受け入れやセミナー等で導入成果等を発表する機会を設ける予定）
- エ 補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかなければならない。
- オ 補助事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後3年間、市の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、報告しなければなりません。

(2) 財産の処分の制限

補助対象経費のうち税抜単価が50万円以上のものは、処分を制限する財産に該当します。処分制限財産は、補助金交付後も一定期間、補助金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。処分制限期間内に該当財産を処分しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

以 上